

令和 8 年度

ロータリ除雪車 (1.3m/700t 級、装置幅 1.5m、油圧チップバック、二人乗り、
前輪ダブルタイヤ、カプラ、草刈装置 (円盤式) 仕様書

北 海 道

概 要

この仕様書は、ロータリ除雪車(1.3m/700t 級、装置幅 1.5m、油圧チップバック、二人乗り、前輪ダブルタイヤ、カプラ、草刈装置)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業及び道路維持作業の使用に耐え得る耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和 26 年第 67 号 (以降の改正分を含む) 「道路運送車両の保安基準」に適合するものとする。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については北海道 (以下「甲」という。) と物品供給人 (以下「乙」という。) が協議のうえ決定するものとする。

1. 性 能

(1) 最大除雪量 (JIS D6509 最大除雪量試験)	700t/h 以上
(2) 投雪距離	0~12m 以上
(3) 最大除雪幅	1,500mm
(4) 最大除雪高	1,000mm 以上
(5) 刈取幅	1,400mm 以上
(6) 刈取最大リーチ (平坦路において車両中心より左側方)	4,000mm 以上
(7) 走行速度	40km/h 以上
(8) 草刈装置作業速度 (法面・路肩同時施工)	
最低速度	3.0km/h 以下
最高速度	4.0km/h 以上
(9) 最小回転半径 (最外輪中心)	4.1m 以下
(10) 登坂能力 ($\tan \theta$)	0.32 以上
(11) 最大安定傾斜角	30 度以上
(12) 騒音レベル (オペレータ耳元、無負荷、車両停止、 機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて)	85dB(A) 以下

2. 主要諸元

(1) 全 長 (ロータリ装着時、走行姿勢)	5,700mm 以下
全 長 (草刈装置装着時、走行姿勢)	6,100mm 以下
(2) 全 幅 (除雪装置含む)	1,500mm 以下
全 幅 (草刈装置含む)	2,400mm 以下
(3) 全 高 (黄色灯火上端)	2,500mm 以下
(シュート伸長時)	2,700mm 以上
(4) 最低地上高	200mm 以上
(5) 車両総質量 (ロータリ装着時)	6,500kg 以下
車両総質量 (草刈装置装着時)	6,500kg 以下

なお、「10-2 車両総質量に含まないもの」以外は、車両総質量に含むものとする。

(6) 乗車定員 2人

3. 車 体

(1) 機 関

形 式 水冷、ディーゼル機関
 最高出力 59kw 以上
 最大トルク 295Nm 以上

(2) 走行動力伝達装置

形 式 H S T 式
 変速機 常時嚙合式又は油圧変速式 前進 2 段後退 1 段以上

(3) 駆動形式 総輪駆動式 (前輪複輪)

(4) タイヤ スパイクタイヤ及び夏タイヤ

(5) 懸架装置 後車軸もしくは前後車軸に緩衝懸架装置を有すること

(6) かじ取り装置

形 式 油圧式車体屈折機構式
 ハンドル位置 左側

(7) けん引力 14.7kN 以上

(8) 運転室

構 造 全鋼製密閉形
 窓 (前) 熱線入合わせガラス
 (側、後) 合わせガラス又は強化ガラス
 ワイパー (前、後) 電動式、冬用ワイパーブレード付 1 式

4. 除雪装置

(1) 形 式

オーガ ツーステージ型ロータリ装置
 リボンスクリュー型
 幅×外径 1,300mm 以上×700mm 以上

チェーン嚙込防止装置 不要

ブロワ 遠心式

昇降装置 油圧式、4 点支持平行リンク型

切刃最大地上高 300mm 以上

切刃最大切込深 50mm 以上

チルト装置 油圧式、支持枠中心旋回式又は昇降シリンダ差動式

チルト角度 左右各 5 度以上

チップバック装置 上部リンク伸縮油圧シリンダ式

傾斜角度 3 度以上

ブロワケース 固定式又は油圧放出角可変型

シュート 油圧式、旋回・放出角可変、伸縮起倒型

旋回角度 250 度以上

伸縮量 600mm 以上

キャップ可動角度 90 度以上

そり 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

- (2) 安全装置 除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、シャープピンの切断等により動力の伝達を遮断し除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系及びブロー系に各々設けること。
エンジン運転中に助手が運転室より降車する際、エンジンを停止させる機構を備えるものとする。
- (3) オーガ空転防止装置 変速機連動式油圧式推進軸制動、又は除雪用油圧モーター中立ロック出力軸制動
- (4) サイドエッジ **除雪枠端部を保護すること。**

5. 草刈装置

操作方式は車体運転室内の作業制御レバー及びコントロールレバーによる操作を可能とする。

- (1) 形式 油圧式水平円盤回転式 (飛散防止形)
- (2) 構造 鋼板製箱形
- (3) 全長 2,300mm 以下
- (4) 全幅 2,400mm 以下
- (5) 全高 1,900mm 以下
- (6) 回送時地上高 200mm 以上
- (7) 質量 1,450kg 以下

5-1 刈機

- (1) ブレーキ装置 油圧抵抗式
- (2) カッタ
- 外径 775mm 以上
- 刃数 6 枚以上
- 材質 バネ鋼 (SUP-6 相当)
- 周速度 73m/s 以上

6. 簡易脱着装置

草刈装置を車体に簡易脱着できる構造とする。

7. 油圧装置

- 油圧ポンプ (走行用) 走行用油圧モーターの駆動に必要な圧力・吐出量を発生すること。
- 油圧モーター (走行用) 走行性能の確保に必要なトルクを発生すること。
- 油圧ポンプ (装置用) 除雪装置及び舵取装置の作動に必要な圧力・吐出量を発生すること。
- 油圧シリンダ (複動式) 除雪装置、舵取り装置の作動に必要な個数、能力を有すること。
- 操作弁 (マニュアルスプール式) 装置の動作制御に必要な個数を有すること。

8. 計器類

- (1) 運行記録計 (45 又は 90Km/h 速度計、機関回転数記録、7 日計、デジタル式を除く) 1 式
- (2) アワーメータ 1 式
- (3) 油圧計又は油圧警告灯 (走行用油圧回路補給用) 1 式
- (4) 油温計又は油温警告灯 (走行用油圧回路用) 1 式

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| (5) 水温計、燃料計 | 1 式 |
| (6) 充電警告灯 | 1 式 |
| (7) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 1 式 |
| 9. 照明装置類 (保安基準により装備を義務付けられるものの外) | |
| (1) 前方作業灯 | 1 灯 |
| (2) 黄色灯火 (散光式) (全幅 500mm 以上) | 1 式 |
| 10. 付属装置及び付属品 | |
| 10-1 車両総質量に含むもの | |
| (1) 雪切板 (ロータリ装着時のみ、高さ 1,300mm 以上) | 1 式 |
| (2) バックブザー (後方 1m において、音圧 80dB(A) 以上) | 1 式 |
| (3) カーエアコン | 1 式 |
| (4) ウインドウォッシャー (前面ガラス、電動式) | 1 式 |
| (5) 非常用信号具 (発炎筒 1、赤旗 1) | 1 式 |
| (6) アンダーミラー (前、後) | 1 式 |
| (7) 消火器 (A B C 粉末、1.8kg 以上) | 1 式 |
| (8) 標識板 (300×570mm 程度、車体後部取付) | 1 式 |
| (9) 後方確認カメラ (バックカメラシステム仕様書による) | 1 式 |
| (10) サイドミラー (熱線入り) | 1 式 |
| (11) 運転室乗り込みようステップ | 1 式 |
| (12) 車載標識装置 | 1 式 |
| 車載標識装置仕様書 (小形除雪車用) (車体後部取付) による。 p | |
| 10-2 車両総質量に含まないもの | |
| (1) 標準付属工具 (簡素化型) | 1 式 |
| (2) 予備シャーペン | 各種 10 本以上 |
| (3) 取扱説明書 | 1 部 |
| (4) 部品表 | 1 部 |
| (5) 履歴簿 | 1 部 |

11. 塗 装

塗装及び標識等に関する仕様書による。

12. 検 査

乙は十分な、ならし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料に

により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

13. 保証

納入後 1 箇年以内に設計制作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

14. その他の事項

14-1. 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

14-2. 灯火の取付方法の指定

黄色灯火（以下「灯火等」という。）の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分含む。））」に準じるものとする。

ロ) 灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

14-3. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

14-4. 緩和申請等

本履行に当たり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が代行するものとする。

但し、これにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。